

依 頼 届

(宛先) 広島市長

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

記入例①: 依頼届(個人が作成)

依頼者 (本人)	(法人等の場合は事業所の所在地) 住 所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
	(法人等の場合は名称、代表者の役職名及び氏名) ※個人の場合は原則自署してください。 フリガナ シゼイ タロウ 氏 名 市税 太郎
	(生年月日 明・大・昭(平)・令 1 年 1 月 1 日生)
	(法人等の場合は担当部署の電話番号及び担当者名) 電話番号 012-345-6789 (フリガナ 担当者名 記入不要)

私は、次の者に以下の事項を依頼しましたので、届出します。

依頼を 受けた者	(法人等の場合は事業所の所在地) 住 所 広島市東区東蟹屋町9番38号
	(法人等の場合は名称、代表者の役職名及び氏名) フリガナ ノウゼイ ハナコ 氏 名 納税 花子

〈依頼事項〉

- 平成・令和 年度個人市・県民税・森林環境税の課税証明書(所得証明書) 1 通の交付を受けること。
- 平成・令和 年度固定資産課税台帳登録事項証明書 通の交付を受けること。
- 平成・令和 年度固定資産税・都市計画税課税証明書 通の交付を受けること。
- 平成・令和 年度固定資産証明書 通の交付を受けること。
- 法人市民税申告事項等証明書(所在地証明書) 通の交付を受けること。
- 平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日の事業年度分の法人市民税課税証明書 通の交付を受けること。
- 平成・令和 年度 納税証明書 通の交付を受けること。
- 平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日の事業年度分の法人市民税・事業所税 納税証明書 通の交付を受けること。
- 市税について滞納がない旨の納税証明書 通の交付を受けること。
- 軽自動車税納税証明書(継続検査用)の交付を受けること。
- 標識番号(広島市)の申告受付書の交付を受けること。
- 標識番号(広島市)の廃車申告受付書の交付を受けること。
-

〈注意事項〉

- 依頼届は、依頼者(本人)が作成してください。
- 依頼事項の該当番号に○をしてください。
- 1~12以外の証明書の交付については、13欄に具体的な証明書の種類を記入してください。
- 依頼の事実を確認する必要がある場合は、本人に電話で確認することがあります。
- 依頼届等を偽造した場合は、刑罰の対象となります(刑法第159条・161条)。

依 頼 届

(宛先) 広島市長

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

記入例②: 依頼届(法人等の代表者が作成)

依頼者 (本人)	(法人等の場合は事業所の所在地) 住 所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
	(法人等の場合は名称、代表者の役職名及び氏名) ※個人の場合は原則自署してください。 フリガナ カブシキガイシャ シゼイ ダイヒョウトリシマリヤク シゼイ タロウ 氏 名 株式会社 市税 代表取締役 市税 太郎
	(生年月日 明・大・昭 記入不要 月 日生)
	(法人等の場合は担当部署の電話番号及び担当者名) 電話番号 012-345-6789 (フリガナ: シゼイ 市税)

私は、次の者に以下の事項を依頼しましたので、届出します。

依頼を 受けた者	(法人等の場合は事業所の所在地) 住 所 広島市東区東蟹屋町9番38号
	(法人等の場合は名称、代表者の役職名及び氏名) フリガナ ノウゼイ ハナコ 氏 名 納税 花子

〈依頼事項〉

- 平成・令和.....年度個人市・県民税・森林環境税の課税証明書(所得証明書).....通の交付を受けること。
- 2** 平成・令和 **●** 年度固定資産課税台帳登録事項証明書 **1** 通の交付を受けること。
- 平成・令和.....年度固定資産税・都市計画税課税証明書.....通の交付を受けること。
- 平成・令和.....年度固定資産証明書.....通の交付を受けること。
- 法人市民税申告事項等証明書(所在地証明書).....通の交付を受けること。
- 平成・令和.....年.....月.....日 ~ 平成・令和.....年.....月.....日の事業年度分の法人市民税課税証明書.....通の交付を受けること。
- 平成・令和.....年度.....納税証明書.....通の交付を受けること。
- 平成・令和.....年.....月.....日 ~ 平成・令和.....年.....月.....日の事業年度分の法人市民税・事業所税 納税証明書.....通の交付を受けること。
- 市税について滞納がない旨の納税証明書.....通の交付を受けること。
- 軽自動車税納税証明書(継続検査用)の交付を受けること。
- 標識番号(広島市.....)の申告受付書の交付を受けること。
- 標識番号(広島市.....)の廃車申告受付書の交付を受けること。
-

〈注意事項〉

- 依頼届は、依頼者(本人)が作成してください。
- 依頼事項の該当番号に○をしてください。
- 1~12以外の証明書の交付については、13欄に具体的な証明書の種類を記入してください。
- 依頼の事実を確認する必要がある場合は、本人に電話で確認することがあります。
- 依頼届等を偽造した場合は、刑罰の対象となります(刑法第159条・161条)。